

議案第6号

大網白里市都市公園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

大網白里市都市公園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次の
ように制定する。

平成28年12月2日提出

大網白里市長 金 坂 昌 典

大網白里市都市公園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
大網白里市都市公園設置及び管理に関する条例（平成元年条例第23号）の
一部を次のように改正する。

第16条を第17条とし、第15条の次に次の1条を加える。

（公園予定区域及び予定公園施設についての準用）

第16条 第2条の3、第4条、第5条及び第6条から第14条までの規定は、
法第33条第4項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用す
る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。